



自動車重量税納付書(検査自動車)

提出年月日	平成 年 月 日	使用者	(氏名又は名称) 友野 啓		
自動車登録番号(車両番号)又は車台番号	ト>111-	都道府県	市郡区	町村	
自動車検査証の有効期間	<input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 1年	納付税額	円		
白区 動分 の等	自家用・事業用の別	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用			
	<input type="checkbox"/> 乗用自動車	(車両重量)	kg)		
	<input type="checkbox"/> 車両総重量2.5トン以下の貨物自動車	(車両総重量)	kg)		
	<input type="checkbox"/> 二輪の小型自動車	(車両総重量)	kg)		
備考					
自動車重量税印紙貼付欄					

【注】 使用者が2名以上いる場合は、その者の氏名及び住所を、又所有者・使用者が相違する場合(所有権留保の場合を除く。)は所有者の氏名及び住所を備考欄に記載すること。

自動車重量税納付書(検査対象軽自動車)

提出年月日	平成 年 月 日	使用者	(氏名又は名称) 友野		
車体番号又は車台番号		(住所)	滋賀県高島郡安曇川町川島		
自動車検査証の有効期間	<input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 2年	自家用・事業用の別	<input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 事業用	納付額	8,800円
備考					
自動車重量税印紙貼付欄					

新 規		構 造 更 改	臨 時	
伸 縮	縮 短		伸 縮	縮 短

【注】 使用者が2名以上いる場合は、その者の氏名及び住所を、又所有者・使用者が相違する場合(所有権留保の場合を除く。)は所有者の氏名及び住所を備考欄に記載すること。





継続検査申請書

専用3種様式

0031

①車種種別 ②車両種別 ③手数料 ④処理 ⑤料別 ⑥返戻種別

2

⑦登録番号コード

⑧車両番号 たに-121 (記入例) → 宇都宮 300 右 10000

⑨車体番号 (記入例) AB1-234567 (記入)

下  
船下447

軽自動車検査協会 殿  
平成 年 月 日

申請者(使用者) 氏名又は名称 使用者名

住所 住所

受検者 氏名又は名称 D-TIT-L229

住所 船下





## 保管場所使用承諾証明書

		警察署長提出用	
保管場所の位置	駐車場名		枠番号
使用者	〒 578 - 0071		
	住所	大阪府枚方市茄子作	TEL
使用期間	年	月	日
	年	月	日
上記のとおり自動車等の保管場所としての使用を承諾したことを証明する			
		年	月 日
		〒 (      -      )	
		住所	
		氏名	(印)
		(      )	局 番

- 注：1 共有の場合は、共有者全員の住所・氏名を記入してください  
 2 共有の場合で、共有者全員の住所・氏名がかけない場合は、2名に記入の上、本証明書と捺印をしてください。

## 保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

平成    年    月    日

〒 ( 578 - 0092 )

住 所 大阪府交野市私部

TEL

氏 名

(印)

- 注：1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○をつけてください。  
 2 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○をつけてください。

# 委任状

平成17年2月2日

受任者 (フリガナ) 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

上記の者に下記自動車の 申請に関する権限を委任する。

自動車番号登録	車台番号

委任者 <small>(フリガナ)</small>	委任者 <small>(フリガナ)</small>
氏名 _____ 印	氏名 _____ 印
又は 名称 _____	又は 名称 _____
住所 _____	住所 _____

委任者 (フリガナ)  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
又は  
名称 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

# 委任状

私儀今般 増田 智也 を代理人と相定め

下記権限を委任する

自動車の に関する一切の権限

登録番号	
車台番号	VCV10-

平成 年 月 日

住所 奈良県橿原市十市町

フリガナ すぎもと  
氏名 杉本

印

## 譲渡証明書

次の自動車を譲渡したことを証明する

車名	型式	車台番号	原動機の型式
ニッサン	E-HK11		CG13
譲渡年月日	譲渡人及び譲受人の氏名または名称及び住所		譲渡人印
	京都府京田辺市山手南		
備考			

(注)型式の変更などがあった場合は、備考欄にその旨を記入すること。

## 軽自動車の販売による 保管場所の届出に関する覚書

- (甲) カーサ  
(乙) 勝木

甲より購入した軽自動車の「保管場所届出」は、甲に代行料を支払い届出依頼をした車輛を除き、乙が責任をもって速やかに管轄の警察署に届出し、保管場所標章番号を報告するものとします。

また、乙が販売し、購入者が届出した車輛に関しましても、同様に標章番号を報告するものとします。

尚、軽自動車保管場所届出に関する法律に変更が無く、甲乙双方この覚書に変更の申し出が無い場合、この覚書は毎年自動更新するものとします。

平成 17 年 2 月 2 日

(甲) カーサポ  
大阪府枚

# 念 書

印  
入  
様

平成 年 月 日

附条件付自動車売買契約に基づき貴社より購入しました下記車輛に就て

車名	年式	型式	車台番号	登録番号
トヨタ	平成2年11月	E-VG40	VG40-	大阪34 イ

1. 本車輛の 所有権 使用権 を 譲渡することを承諾致します。
2. 貴社に対する本車輛の既払代金に就ては何等の異議も申述べません。
3. 本車輛の権利譲渡後、車輛代金、市理代金、自動車税等の未払金が発見された場合は請求あり次第直ちに御支払し貴社には迷惑をかけません。  
以上、後日の為、印裏証明を添え本書差入れます。

平成 年 月 日

車輛名借人 住 所 大阪府枚方市茄


殿 氏 名 勝木




近畿運輸局

陸運支局長殿

平成 年 月 日

(所有者) 氏名又は名称 不破   
住 所 大阪府交野市私部

(使用者) 氏名又は名称 不破   
住 所 大阪府交野市私部

## 理 由 書

自動車登録番号又は車両番号

(紛失の経緯等)

---

---

---

---

---

---

また、紛失・盗難の が発見された場合には遅滞なく返納することを誓約いたします。

なお 警察署にナンバープレートの紛失・盗難届を平成 年 月 日(受付番号又は受理番号第 号届出者 )にしておりますので念のため申し添えます。

(注)ナンバープレートの紛失(盗難)の場合は、所有者、使用者とも必要です。  
ナンバープレートの紛失(盗難)の場合は、車台番号の拓本を添付すること。

(別紙様式)

### 字光式自動車登録番号標交付願

登録番号  
(又は車台番号)

WBABF42-

上記自動車の登録番号標を字光式登録番号標にしたいので、その交付をお願いします。

なお、透過方式番号灯装置は、道路運送車両法の保安基準に適合するように確実に取り付けます。

近畿運輸局 陸運支局長 殿

平成 年 月 日

自動車使用者の住所 大阪府摂津市別府

氏名又は名称 田井



(別紙1)

### 過誤納金の受領に関する委任状(自動車税用)

平成 年 月 日

大阪府大阪自動車税事務所長 様

#### 責任者(納税義務者)

住所又は所在地	(〒 573 - 0164 ) 大阪府枚方市茄子作		
氏名又は名称	田井	電話番号	

※法人の場合は代表者名を記載し、代表者印を捺印してください



次のとおり過誤納金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、提出後1年を経過しても下記記載の過誤納金が発生しない場合は、本件委任を解除します。

#### 受任者(過誤納金の受領者)

住所又は所在地	(〒 573 - 0112 ) 大阪府枚方市尊延寺		
氏名又は名称		電話番号	

※法人の場合は代表者名を記載してください

#### 過誤納金の内容

税目	自動車税	税金の年度	平成 年度
自動車登録番号	大阪・堺・大和・泉・なにわ		
過誤納金発生理由 いずれかに○	・重複(超過)納付 ・滞車又は大阪府外への転出 ・その他	過誤納金発生日	平成 年 月 日

- 注意**
- 記載漏れ、記載誤り又は振付書額不足などの場合には返送させていただくことがあります。本件内は必ず記載し内容をよくご確認のうえ提出してください。
  - 発行日から6ヶ月以内の委任者の印鑑証明書(捺印又は代表者印を押印している場合、早しでも可)又は領収証書(早しでも可)を添付してください。
  - 滞車及び転出の場合は発案の日から2週間以内、重複(超過)納付の場合は納付日から7日以内に提出してください。提出が遅れると委任者(納税義務者)に還付されることがあります。
- 事項**
- 委任状を提出した場合でも、委任者に未納の徴収金があるときは、地方税務の規定により当該未納の徴収金に充当されるため委任者に還付されないことがあります。
  - 提出後1年を経過しても上記記載の過誤納金が発生しない場合は、本件委任状は無効なものとして取り扱います。